

令和2年度健康診断受診に係る助成要綱

一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「協会」という。）の、会員事業者（以下「会員」という。）が従業員の健康保持を目的として実施する健康診断の受診に係る助成金（以下「助成金」という。）の支払いに関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象者は、東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者とする。

(助成額)

第3条 助成額は、1名につき1,000円とし、1社30名を上限（但し、会費納入車両数まで）とする。

(助成対象期間)

第4条 当該年度の4月1日から翌年3月10日までに受診及び助成金申請書を提出したものを対象とする。

但し、支部及び本部主催の健康診断については、助成金申請書の提出は不要とし、年度内に支払い処理が完了するものについては、上記期間以降についても対象とする。

(助成金の請求手続き)

第5条 会員が助成金の交付を受けようとする場合には、次のとおりとする。

- (1) 支部及び本部主催の健康診断を受診した場合は、助成金申請書の提出は不要とし、支部あるいは健診機関からの受診料請求金額から助成額を差し引くことにより、助成が実施される。
- (2) 上記以外の健康診断を受診した場合は、「トラック運転者の定期健康診断に係る助成金申請書（請求書）」（様式2）及び健康診断の実施と健診料金の支払いを証明できる関係書類を協会へ提出することにより助成を実施する。

(支部の申請取扱)

第6条 支部は、前条(1)の健診を実施した場合、助成要件に則してその内容を精査し、開催毎に速やかに協会及び健診機関へ報告するものとする。

(健診機関の申請取扱)

第7条 健診機関は、健診実施後、前条の報告に基づき、助成額分を差し引いて会員へ健診料金の請求をするとともに、その差し引いた助成額を協会へ請求するものとする。

(助成金の支払)

第8条 協会は、第5条(2)、第6条の報告及び前条の請求に基づき、精査確認の上、会員事業者及び健診機関へ助成金を支払う。

2 会員から提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を交付しない。
また、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合は、その該当会員に対し助成金の返還を求める。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支払いに関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

(附則)

本要綱は令和2年4月1日より施行する。